

第十二章 議案

第一節 議案等の提出

一四八 議案を發議するには、發議者及び賛成者が署名又は記名
押印した提出文を添付する

議員が議案を發議するときは、議案に發議者及び賛成者が署名又は記名押印した「右の議案を發議する」との提出文を添付する。

なお、修正案についても、同様の例により「右の修正案を提出する」との提出文を添付する。

参照 一七〇号、三二七号

一四九 議案を發議するには、發議者のほか、所定の賛成者を要する

議員が議案を發議するには、發議者のほか、十人以上の賛成者を要する。ただし、予算を伴う法律案については二十人以上の賛成者を要する。

また、議員が憲法改正原案を發議するには、發議者のほか、五十人以上の賛成者を要する。

なお、修正案についても、同様とする。

参照 二五六号、三〇九号

一五〇 決議案について、發議者の数が所定の賛成者の数を超えていたため、賛成者がなかったがこれを所定の賛成者があるものとして取り扱った例

第二十二回国会 昭和三十年七月二十六日石村幸作君外十九名から發議された合併市町村の育成強化に関する決議案は、所定の賛成者の数を超える發議者が連署したのみで賛成者の連署がなかったが、

これを所定の賛成者があるものとして取り扱った。
以後同例がある。

参照 二五六号

一五一 議員でなくなった者は、議案の発議者又は賛成者から削除する

議案の発議者又は賛成者であった議員が議員でなくなったときは、議案の発議者又は賛成者からこれを削除する。この場合、発議者が全部なくなったときは議案は消滅するが、一人でも残っていると、その議案は影響を受けない。また、賛成者が全部なくなっても、議案は影響を受けない。

(注) 第二十五回国会昭和三十一年十一月二十四日の議院運営委員会において、次の決定があった。

一 議案の発議者又は賛成者であつて、議員の任期満了その他の事由により議員でなくなった者は、発議者又は賛成者から削除する。

二 右の結果議案の発議者又は賛成者が減少した場合において、

1 発議者が減少しても発議者が一人でも残っている限りその議案は影響を受けない。

2 発議者が全部なくなったときは議案は消滅する。

3 賛成者が減少して成規の数を欠くに至った場合又は賛成者が全部なくなった場合にも議案は影響を受けない。

参照 四〇三号

一五二 国務大臣等である議員は、議案の発議者又は賛成者とならないのを例とする

国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官である議員は、議案の発議者又は賛成者とならないのを例とする。

一五三 議案の発議者又は賛成者の変更は、認めないのを例とする

議案の発議者又は賛成者の追加若しくは取消しは、認めないのを例とする。ただし、議長が特に必要

があると認めるときは、議院運営委員会理事會に諮り、これを認めることがある。

参照 一八九号

規 第二四条

一五四 決議案は、その本文で理由が明らかになつてゐる場合には、理由書を付さないで發議することができる

議案は理由を付して發議する定めであるが、決議案は、その本文で理由が明らかになつてゐる場合には、別に理由書を付さないで發議することができる。

参照 二七九号

規 第二五条

一五五 修正案の提出には、理由を付することを要しない

議案に対する修正案を提出するには、理由を付することを要しない。

一五六 予算を伴う法律案に添付する法律施行に要する経費を明らかにした文書に関する例

議員が予算を伴う法律案を發議する場合は、その法律施行に要する経費を明らかにした文書を添えて提出することを要するが、この場合の文書の主な例は、次のとおりである。

(一) 歳出が増加する場合の例

第二十二回国会 昭和三十年五月十日田中一君外一名發議の国設住宅法案に添付されたもの

この法律施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、国設住宅建設五箇年計画の内容によつて決定される。昭和三十年度において十五万戸を建設するものとすれば、その所要額は、約七百二十億円である。

同 昭和三十年七月二十一日地方行政委員会提出の公職選挙法の一部を改正する法律

案に添付されたもの

この法律施行に要する経費

この法律の施行にあたっては、衆議院議員の総選挙について約二千万円の減少、参議院議員

の通常選挙については約三千万円の増加となる。

第五十五回国会 昭和四十二年五月十一日鈴木力君外一名発議の女子教育職員育児休暇法案に添付されたもの

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十二年度において約九億六千万円（平年度約十九億二千万円）の見込みである。

第四百四十五回国会 平成十一年一月二十七日山下栄一君外三名発議のダイオキシン類対策特別措置法案に添付されたもの

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約三十億円の見込みである。

第四百四十七回国会 平成十二年二月二十二日小池晃君外一名発議の介護保険法及び介護保険法施行法の一部を改正する法律案に添付されたもの

この法律の施行に伴い必要となる経費

この法律の施行に伴い必要となる経費は、初年度約七千億円の見込みである。

(二) 歳入が減少する場合の例

第百十八回国会 平成二年三月三十一日木庭健太郎君発議の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に添付されたもの

この法律の施行により歳入減となる見込額

この法律の施行により歳入減となる額は、平成二年度約三千六百十億円の見込みである。

一五七 法律案に対する修正案で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものに添付する修正の結果必要となる経費を明らかにした文書に関する例

法律案に対する修正案で予算の増額を伴うもの又は予算を伴うこととなるものを提出する場合は、その修正の結果必要となる経費を明らかにした文書を添えて提出することを要するが、この場合の文書の主な例は、次のとおりである。

第四十八回国会 昭和四十年三月三十一日木村禧八郎君外四名から提出された所得税法案に対する修正案に添付されたもの

この修正の結果歳入減となる見込額

この修正の結果、平年度において約百億円の歳入減となる見込みである。

第六十一回国会 昭和四十四年七月二十九日鈴木一弘君から提出された健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案に添付されたもの

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果、一般会計における歳出増は、昭和四十四年度において約二百四十八億円、平年度において約八百七十四億円の見込みであり、船員保険特別会計における歳出増は、昭和四十四年度において約一億円、平年度において約三億円の見込みである。

同 昭和四十四年七月二十九日大橋和孝君から提出された健康保険法及び船員保険法

の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案に添付されたもの

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果、厚生保険特別会計において昭和四十四年度約五十億円、昭和四十五年度約百億円、船員保険特別会計において昭和四十四年度約一億円、昭和四十五年度約二億円の歳出増となる見込みであり、厚生保険特別会計において昭和四十四年度約百六十億円、昭和四十五年度約二百八十億円、船員保険特別会計において昭和四十四年度約三億円、昭和四十五年度約五億円の歳入減となる見込みである。

参照 三三二一号

(規 第 四 条)

一五八 本院提出法律案には、理由及びその法律施行に要する経費を明らかにした文書を付さない

議員発議、委員会提出又は調査会提出の法律案を議決し、本院提出法律案として衆議院に送付する場合には、議案に理由及びその法律施行に要する経費を明らかにした文書を付さない。

財 第 二 七 条

一五九 総予算は、一月中に国会に提出されるのを常例とする

総予算は、前年度の一月中に国会に提出するのを常例とする定めであり、第百二十三回国会における平成四年度総予算以降、一月の常会の会期の始めに提出されている。ただし、前年度の二月以降に提出されたことがある。その例は次のとおりである。

第百二十九回国会 平成六年三月四日提出 平成六年度総予算

第百八十三回国会 平成二十五年二月二十八日提出 平成二十五年度総予算

第百八十九回国会 平成二十七年二月十二日提出 平成二十七年度総予算

(注) 財政法第二十七条は、「内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の十二月中に、国会に提出するのを常例とする。」となっていたが、第百二十一回国会における国会法の改正(平成三年法律第八十六号)により、「内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の一月中に、国会に提出するのを常例とする。」と改められた。

参照 二六五号

一六〇 条約が本院に先に提出された例

第二十五回国会 昭和三十一年十一月十二日千九百五十六年の国際小麦協定の受諾について承認を求めめるの件が、本院先議で提出された。
以後同例がある。

参照 一四〇号

一六一 内閣提出法律案のうち、予算に係のある法律案が本院 に先に提出された例

内閣提出法律案のうち、予算に係のある法律案が本院に先に提出された例は次のとおりである。

第二十二回国会 昭和三十年五月九日提出 開拓融資保証法の一部を改正する法律案（昭和三十年
一般会計予算に五千万円計上）

第三十八回国会 昭和三十六年二月二十二日提出 消防組織法の一部を改正する法律案（昭和三十
六年度一般会計予算に約七千四百四十五万円計上）

同 昭和三十六年二月二十五日提出 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案
（昭和三十六年度一般会計予算に六千五百五十余万円計上）

第三十九回国会 昭和三十六年九月二十五日提出 建設省設置法の一部を改正する法律案（昭和三十
六年度一般会計予算に約四千万円計上）

第四十三回国会 昭和三十八年一月二十二日提出 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律
案（昭和三十八年度一般会計予算に五千万円計上）

同 昭和三十八年一月二十四日提出 木船再保険法の一部を改正する法律案（木船再

保険特別会計における昭和三十七年度の利益から適用され、利益の還付は昭和三十九年度以降実施)

同 昭和三十八年二月一日提出 皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(昭和三

十八年度一般会計予算に四百二十五万円計上)

同 昭和三十八年二月十二日提出 林業信用基金法案(昭和三十八年度一般会計予算に三

億五千万円計上)

第四十四回国会 昭和三十八年十月十五日提出 日本鉄道建設公団法案(昭和三十八年度特別会計予算

産業投資特別会計に五億円計上)

第四十六回国会 昭和三十九年二月十一日提出 林業信用基金法の一部を改正する法律案(昭和三

十九年度一般会計予算に三億五千万円計上)

第二百二回国会 昭和六十年四月十七日提出 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部

を改正する法律案(昭和六十年一般会計予算に十四億四千七百万円計上)

第三百三十二回国会 平成七年二月十三日提出 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の

一部を改正する法律案(平成七年度一般会計予算に四百七十二億八千九百万円計上)

第三百三十六回国会 平成八年二月十三日提出 商標法等の一部を改正する法律案(平成八年度特別会

計予算特別会計に七億八千二百四十四万二千円計上)

第四百十二回国会 平成十年二月十日提出 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（平成十年度一般会計予算に五百十九億七千万円計上）

第四百十五回国会 平成十一年二月五日提出 特許法等の一部を改正する法律案（平成十一年度特別会計予算特別会計において約二十九億円の減収見込み）

第四百十七回国会 平成十二年二月十日提出 商業登記法等の一部を改正する法律案（平成十二年度一般会計予算に二千八百四十四万七千円、同年度特別会計予算登記特別会計に三億八千二百六十九万六千円計上）

第四百五十一回国会 平成十三年二月二十日提出 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（平成十三年度一般会計予算に五百五十六億五千百万円計上）

第四百六十四回国会 平成十八年二月十日提出 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案（平成十八年度一般会計予算に一億円、同年度特別会計予算港湾整備特別会計に約二十九億三千万円計上）

第四百七十七回国会 平成二十三年三月八日提出 電波法の一部を改正する法律案（平成二十三年度一般会計予算に約七百十八億二千五百万円計上）

一六二 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等が議決に

至らなかつた場合は、再び国会に提出される

予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等が議決に至らなかつた場合は、再び国会に提出される。その例は次のとおりである。

第二回国会に提出された昭和二十二年度予備費使用総調書外一件及び昭和二十二年度予備費使用総調書（その二）外一件は、衆議院において審議未了となったが、第三回国会（臨時）及び第四回国会（昭和二十三年十二月一日召集、同月二十三日衆議院解散）には提出されず、第五回国会（特別）に昭和二十二年度予備費使用総調書外一件として再び提出され、両院において承諾された。

第十五回国会（特別）に提出された昭和二十六年一般会計予備費使用総調書（その二）外二件及び昭和二十七年一般会計予備費使用総調書（その一）外一件は、衆議院において審議未了となり、第十六回国会（特別）に昭和二十六年一般会計予備費使用総調書（その二）外二件及び昭和二十七年一般会計予備費使用総調書外一件として再び提出され、両院において承諾された。その他同例がある。

（注）第六十三回国会以後、件名が「予備費使用総調書」から「予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書」に

改められた。

一六三 決算調整資金からの歳入組入れに関する調書が議決に至らなかつた場合は、再び国会に提出される

決算調整資金からの歳入組入れに関する調書が議決に至らなかつた場合は、再び国会に提出される。その例は次のとおりである。

第九十八回国会に提出された昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書は、同国会及び第九十九回国会（臨時）には衆議院において継続審査となったが、第百回国会（臨時）（昭和五十八年九月八日召集、十一月二十八日衆議院解散）には衆議院において審議未了となり、第百一回国会（特別）に再び提出され、両院において承諾された。

（注）決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）により、予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足が生ずることとなる場合において、その不足を補填することにより、一般会計における収支の均衡を図ることを目的とする決算調整資金が設置され、同法第九条により同資金からの歳入組入れに関する調書について国会の承諾を要することとなった。

一六四 決算は、翌年度の国会に両院に同時に提出され、議決に至らなかつた場合も、次の国会に再び提出されないが、引き続きこれを審議する

毎会計年度の決算は、翌年度の国会に両院に同時に提出され、その国会において議決に至らなかつた場合も、次の国会に再び提出されないが、引き続きこれを審議する。

国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書、国庫債務負担行為総調査及び日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書についても、同様とする。

(注) 財政法第四十条は、「内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。」と規定しており、毎会計年度の決算は、翌年度の常会に両院に同時に提出されているが、第百五十六回国会平成十五年五月九日、議院運営委員長が参議院改革協議会の合意に基づいて、平成十五年度決算以降は、決算の提出時期を早め、会計年度翌年の十一月二十日前後に国会に提出するよう政府に要請したことを受けて、平成十五年度決算は、第百六十一回国会(臨時)平成十六年十一月十九日に提出された。以後、毎会計年度の決算は、翌年度の十一月二十日前後に提出されている。ただし、当該時期が開

会中であつたため、次の国会の召集日に提出されたことがある（平成十六年度決算・第百六十四回国会平成十八年一月二十日提出、平成二十六年年度決算・第百九十九回国会平成二十八年一月四日提出、令和二年度決算・第二百七回国会（臨時）令和三年十二月六日提出）。

参照 一八六号

一六五 条約は邦文により提出される

条約は、邦文と外国語文が共に正文である場合には、その邦文により提出される。また、外国語文のみが正文である場合には、邦訳文により提出される。

一六六 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に関連する条約

で、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の

譲許表等は、我が国のもののみが提出される

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に関連する条約で、千九百九十四年の関税及び貿易に関する

一般協定には加盟各国の譲許表が附属するが、その締結について承認を求めるの件では、譲許表は我が国のもののみが提出される。また、サービスの貿易に関する一般協定に附属する特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表並びに政府調達に関する協定の附属書についても我が国のもののみが提出される。

(注) 第三百三十一回国会平成六年九月二十日の議院運営委員会理事会において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の締結について承認を求めるの件に関し、同協定のうち、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定に附属する譲許表並びにサービスの貿易に関する一般協定に附属する特定の約束に係る表及び第二条の免除に係る表については、内閣から、従来からの慣行を踏まえ、我が国のもののみを提出する旨の申出があり、これを了承した。

第三百三十二回国会平成七年四月十三日の議院運営委員会理事会において、政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件に関し、同協定の附属書については、内閣から、我が国のもののみを提出する旨の申出があり、これを了承した。第百八十三回国会及び第百八十五回国会に提出された政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関しても、内閣から同様の申出があり、これを了承した。

なお、世界貿易機関の設立前においても、第二十五回国会昭和三十一年十一月十九日の議院運営委員会理事会において、関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の追加に関する第六議定書の受諾について承認を求め

るの件に関し、また、第三十一回国会昭和三十四年三月六日の議院運営委員会理事會において、関税及び貿易に関する一般協定の新第三表（ブラジルの譲許表）の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関し、内閣が、「日本政府の受諾の対象となり、かつ、我が国を拘束し、したがって憲法第七十三条第三号ただし書の規定により、国会の承認を要するものは、同議定書のうち、その本文及び我が国の譲許表のみである」との理由により、同議定書の本文及び我が国の譲許表のみを提出することについて了承した。

一六七 経済連携協定等の譲許表等は、交渉相手国又は日本以外の各国の譲許表等を除いたものが提出される

経済連携協定等には各国の譲許表等が附属するが、その締結について承認を求めるの件では、譲許表等は交渉相手国又は日本以外の各国のものを除いたものが提出される。その例は次のとおりである。

第六百六十一回国会 平成十六年十月十二日提出された経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関し、同協定の附属書については、内閣からの申出に基づき、同月六日議院運営委員会理事會の了承を得て、メキシコ合衆国の譲許表

を除いたものが提出された。
以後同例がある。

一六八 多数国間条約はその署名欄を省略して提出される

多数国間条約はその署名欄を省略して提出される例である。ただし、多数国間条約であっても、国際会議における採択等の方式によってではなく、二国間条約の場合と同様に署名によって確定されるものについては、その署名欄は省略されない。

なお、署名欄を省略する場合には、条約本文の末尾に「(署名欄は省略)」と記載する。

(注) 第八十四回国会昭和五十三年二月二十八日の議院運営委員会理事会において、国際会議における採択等の方式によって確定される多数国間条約の国会提出様式に関しては、署名欄を省略すること及びその各国の署名状況等は、別途参考資料として条約の提出と同時に全議員に配付することについて了承した。

一六九 国会の休会中に議案が提出された例

第一回国会 昭和二十二年九月一日から同月十四日までの国会の休会中、同月二日内閣から農地開発
営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律案が提出された。また、
予備審査のため内閣から同日臨時農業生産調整法案が、同月六日重要肥料業統制法等を廃止する法
律案が送付された。なお、議長松平恒雄君は、これらの議案を即日委員会に付託した。

参照 二九号、三八四号、四〇七号

第二節 議案等の印刷及び配付

一七〇 議案は、その提出文、送付文又は回付文とともに印刷に
付する

議案は、その提出文、送付文又は回付文とともにこれを印刷に付する。
なお、修正案は、その提出文とともにこれを印刷に付する。

参照 一四八号、一七五号、一九八号、四二九号

一七一 衆議院から修正の上、送付又は回付された内閣提出議案及び回付された本院提出法律案は、その修正に係る部分のみを印刷に付し、他は印刷を省略する

内閣提出議案が衆議院から修正の上、送付又は回付された場合には、この送付案又は回付案と予備審査のための内閣送付案又は本院議決案とを比照し、その修正に係る部分のみを印刷に付し、他は印刷を省略する。

本院提出法律案が衆議院から修正の上、回付された場合も、同様とする。

参照 一九八号

一七二 衆議院提出法律案が予備審査のため送付された議案と異なる場合には、提出案の全部を印刷に付する

衆議院提出法律案が予備審査のためさきに送付された議案と異なる場合には、提出案の全部を印刷に付する。

参照 一九八号

(国 第六八条)

一七三 継続審査に付した議案は、次の国会において印刷配付しないのを例とする

継続審査に付した議案は、次の国会においてこれを印刷配付しないのを例とする。

(注) 第二回国会閉会後昭和二十三年十月九日の議院運営委員会において、第二回国会において継続審査に付した議案は、第二回国会において改めて印刷配付を要しない旨の決定があった。

参照 一三八号、一八五号、一九九号

一七四 議案等を印刷配付するいとまがなく會議に付した場合に、

これを参事に朗読させ、事後に印刷配付した例

議案、修正案で緊急上程等のため印刷配付するいとまがない場合に、議長は、これを議院の會議において参事に朗読させ、議事を進め、事後に印刷配付したことがある。その例は次のとおりである。

(一) 委員会審査省略要求書を付した議案の例

第一回国会 昭和二十二年八月十五日の會議において、片山内閣総理大臣からクレジット設定に関する問題について報告があつた際、民間貿易開始並に貿易基金設定に対する感謝決議案（佐藤尚武君外五名發議）が委員会審査省略要求書を付して提出されたが、印刷配付するいとまがなかつたため、議長松平恒雄君は、これを参事に朗読させた後、議院に諮り、同案の委員会の審査を省略し日程に追加して直ちに議題とした。

(二) 委員会の審査を終わつた議案の例

第十五回国会 昭和二十七年十二月二十四日の會議において、平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）は、印刷配付するいとまがなかつたため、議長佐藤尚武君は、日程に追加して議題とした際、これを朗読して議事を進めることを議

院に諮り、参事に朗読させた後、法務委員長の報告を求めた（本案は、同日衆議院から予備審査のため送付、即日提出され、法務委員会において可決されたものである）。

(三) 修正案の例

第一回国会 昭和二十二年九月三十日の会議において、日程第三災害救助法案（内閣提出、衆議院送付）に対する堀真琴君提出の修正案（当日提出）は、印刷配付するいとまがなかつたため、副議長松本治一郎君は、本案の委員長報告が終わつた際、同修正案を参事に朗読させた後、提出者の趣旨説明を求めた。

第十回国会 昭和二十六年五月十八日の会議において、国家公務員災害補償法案（内閣提出）に対する委員会の報告による修正案は、印刷配付するいとまがなかつたため、議長佐藤尚武君は、本案を日程に追加して議題とした際、同修正案を参事に朗読させた後、委員長の報告を求めた。

第十五回国会 昭和二十七年十二月二十四日の会議において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）に対する委員会の報告による修正案は、印刷配付するいとまがなかつたため、議長佐藤尚武君は、本案を日程に追加して議題とした際、修正案を朗読して議事を進めることを議院に諮り、同修正案を参事に朗読させた後、委員長の報告を求めた。

一七五 議案その他の文書は、議員会館文書配付室に備付けの文書函に配付し、そのいとまがないときは、議席に配付する

議案その他の文書は、議員会館文書配付室に備付けの文書函にこれを配付し、そのいとまがないときは、議席に配付する。

なお、国務大臣等に対しては、事務局に備付けの各省別文書函に配付する。

参照 一七〇号、四二九号、五〇六号

第三節 議案の付託

一七六 議案が発議、提出又は送付されたときは、議長は、直ち

にこれを適当な委員会又は憲法審査会に付託する

議案が発議、提出又は予備審査のため送付されたときは、議長は、直ちにこれを適当な委員会又は憲法審査会に付託する。

議案が衆議院から提出又は送付されたときは、さきに予備審査のため送付された議案を付託した委員会又は憲法審査会に付託する。

参照 一八七号、二七七号

一七七 議院の会議において趣旨説明を聴取することを決定した
議案は、その趣旨説明及び質疑が終了した後、委員会に
付託する

国会法第五十六条の二の規定により議院運営委員会が議院の会議において趣旨説明を聴取することを決定した議案は、その趣旨説明及び質疑が終了した後、これを委員会に付託するのを例とする。ただし、委員会付託後、趣旨説明を聴取したことがある。

参照 二八六号、三一四号

規 第二九条
第 元 条 の 三
憲 規 第二六条
(規 第七四條)
(憲 規 第一條)

一七八 議案を付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難い場合
には、議長は、議院運営委員会理事会に諮って付託する
のを例とする

議案がいずれの常任委員会若しくは憲法審査会の所管に属するか明らかでない場合、数個の常任委員
会若しくは憲法審査会の所管に属する場合又は特別委員会の調査事項若しくは付託議案に関連のある

場合で、付託すべき委員会又は憲法審査会を定め難いときは、議長は、議院運営委員会理事会に諮つて付託するのを例とする。

参照 一八二号、一八三号、四一一号

一七九 常任委員会の所管に属する議案について特別委員会を設けこれを付託した例

常任委員会の所管に属する議案について特別委員会を設けこれを付託したことがある。その主な例は次のとおりである。

第十二回国会 昭和二十六年十月十七日の会議において、小笠原二三男君の動議により、平和条約の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結について承認を求めるの件（いずれも予備審査）を審査するため委員三十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長佐藤尚武君は、これを同委員会に付託した。

第三十四回国会 昭和三十五年三月九日の会議において、田中茂穂君の動議により、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメ

リカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案（いずれも内閣提出、予備審査）を審査するため委員三十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、議長松野鶴平君は、条約二件を同日、法律案を同月十六日、それぞれ同委員会に付託した。

第四十六回国会 昭和三十九年四月二十四日の会議において、議長重宗雄三君の發議により、結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、予備審査）を審査するため委員二十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長は、これを同委員会に付託した。

第六十七回国会 昭和四十六年十一月五日の会議において、議長河野謙三君の發議により、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（予備審査）を審査するため委員四十人から成る特別委員会を設けることを議決した。同件は同月二十四日衆議院から送付され、十二月一日議長は、これを同委員会に付託した。

第百回国会 昭和五十八年九月二十一日の会議において、議長木村睦男君の發議により、行政改革に関連する諸法案を審査するため委員三十五人から成る特別委員会を設けることを議決した。国家行政組織法の一部を改正する法律案（第九十八回国会内閣提出）、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総理府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案（いずれも内閣提出）は、十月十一日衆議院から送付され、十一月十八日議長は、これを同委員会に付託した。

第百十六回国会 平成元年十一月八日の会議において、議長土屋義彦君の發議により、税制改革に関連する諸法案を審査し、併せて税制に関する諸問題等を調査するため委員四十五人から成る特別委員会を設けることを議決した。同日議長は、消費税法を廃止する法律案、消費譲与税法を廃止する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案、税制再改革基本法案、法人税法等の一部を改正する法律案、通行税法案、物品税法案、入場税法案及び地方税法の一部を改正する法律案（いずれも久保亘君外七名發議）を同委員会に付託した。

参照 一三三号、一八二号、一八三号

一八〇 数個の常任委員会の所管に属する議案について特別委員 会を設けこれを付託した例

第十五回国会閉会後の参議院緊急集会 昭和二十八年三月十八日の会議において、議長佐藤尚武君の發議により、期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案（内閣提出）を審査するため委員二十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長はこれを同委員会に付託した。

第十九回国会 昭和二十九年三月一日の会議において、議長河井彌八君の發議により、補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、予備審査）を審査するため委員二十五人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長は、これを同委員会に付託した。

第九十五回国会 昭和五十六年十月七日の会議において、議長徳永正利君の發議により、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案（内閣提出、予備審査）を審査するため委員三十五人から成る特別委員会を設けることを議決した。同案は同月二十九日衆議院から送付され、翌三十日議長は、これを同委員会に付託した。

第二百二回国会 昭和六十年四月十七日の会議において、議長木村睦男君の發議により、国の補助金等

の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を審査するため委員三十人から成る特別委員会を設けることを議決し、同日議長は、これを同委員会に付託した。

第百四回国会 昭和六十一年四月十一日の会議において、議長木村睦男君の発議により、国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出、予備審査）を審査するため委員三十人から成る特別委員会を設けることを議決した。同案は同月十七日衆議院から送付され、翌十八日議長は、これを同委員会に付託した。

参照 一三三三号

国 第四五条
規 第二九条

一八一 常任委員会の所管に属しない議案について特別委員会を設けこれを付託した例

第一回国会 昭和二十二年八月十五日の会議において、北條秀一君の動議により、皇室経済法施行法案（内閣提出、予備審査）を審査するため委員二十人から成る特別委員会を設けこれを付託することを議決した。なお、同日同君の動議により、日本国憲法第八条の規定による議決案（内閣提出、予備審査）を同委員会に併せて付託することを議決した。

参照 一三三三号

一八二 調査のため設けられた特別委員会の調査事項に関連のある議案は、その特別委員会に付託するのを例とする

調査のため設けられた特別委員会の調査事項に関連のある議案は、その特別委員会に付託するのを例とする。

参照 一三三三号、一三三六号、一七六号、一七八号、一七九号、四一一号

一八三 議案審査のため設けられた特別委員会の付託議案に関連のある議案を、その特別委員会に併せ付託した例

第四十三回国会 昭和三十八年六月十九日議長重宗雄三君は、国家公務員法の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、予備審査）を、結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第八十七号）の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の

一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、予備審査）を審査するため設けられた国際労働条約第八十七号等特別委員会に付託した。

第百六十五回国会 平成十八年十一月二十一日議長扇千景君は、日本国教育基本法案、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案（いずれも興石東君外六名発議）を、教育基本法案（第百六十四回国会内閣提出、第百六十五回国会衆議院送付）を審査するため設けられた教育基本法に関する特別委員会に付託した。

第百八十九回国会 平成二十七年八月二十八日議長山崎正昭君は、武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（小野次郎君発議）、在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案、合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案、国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（いずれも小野次郎君外一名発議）を、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）を審査するため設けられた我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会に付託した。

同 平成二十七年九月四日議長山崎正昭君は、国際連合平和維持活動等に対する協力

に関する法律の一部を改正する法律案及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案（いずれも小野次郎君発議）を、同特別委員会に付託した。

同 平成二十七年九月九日議長山崎正昭君は、領域等の警備に関する法律案（大野元

裕君外七名発議）を、同特別委員会に付託した。

参照 一三三号、一三六号、一七六号、一七八号、一七九号、四一一号

一八四 議案の付託を変更した例

議案を委員会に付託した後、特に必要があると認めるときは、議長は、議院運営委員会理事会に諮り、付託を変更するのを例とする。その例は、次のとおりである。

第九十一回国会 昭和五十五年三月四日法務委員会に付託した犯罪被害補償法案（衆議院議員沖本泰幸君外二名提出、予備審査）につき、議長安井謙君は、同月十七日議院運営委員会理事会に諮り、同日地方行政委員会に付託を変更した。

その他同例がある。

参照 四一五号

(国
第八條)

一八五 常任委員会において閉会中に審査が終わらなかった議案
は、次の国会において改めて付託することなく審査を続
ける

常任委員会において閉会中に審査が終わらなかった議案（予備審査のものを含む）は、次の国会においてこれを改めて付託することなく、その委員会において審査を続ける。

参照 一三八号、一七三号

一八六 決算が委員会において審査未了となった場合には、次の
国会において、議長は、これを委員会に付託する

決算が継続審査に付されることなく委員会において審査未了となった場合には、次の国会において、

議長は、これを委員会に付託する。

国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書、国庫債務負担行為総調査及び日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書についても、同様とする。

参照 一三八号、一六四号

一八七 本院で議決した議案が、衆議院において継続審査の上、

本院に送付されたときは、これを委員会に付託する

本院で議決し衆議院に送付した議案が、衆議院において継続審査の上、本院に送付されたときは、議長は、これを委員会に付託する。

参照 一七六号

第四節 議案等の撤回及び内閣修正

国 第五九条
規 第二八条
第 〇条の二

一八九 議案等の撤回及び内閣修正は、文書によりこれを求める

議員發議の議案又は修正案を發議者又は提出者が撤回しようとするとき及び内閣がその提出に係る議案を撤回又は修正しようとするときは、文書をもってこれを求める。

参照 二二三号、二五四号

規 第二八条

一八九 發議者からの申出により議案が撤回された例

發議者が議案を撤回するには、議院の會議又は委員会の議題となる前の議案についてはその申出によりこれを行うことができるが、委員会の議題となった議案については委員会の許可を要し、議院の會議の議題となった議案については議院の許可を要する。發議者からの申出により議案が撤回された例は、次のとおりである。

(一) 法律案が撤回された例

(1) 委員会の議題となる前に撤回された例

第十三回国会 昭和二十七年五月十九日発議された災害救助法の一部を改正する法律案（千葉信君外十六名発議）は、同日厚生委員会に付託されたが、同年六月六日発議者からの申出により撤回された。

第七十五回国会 昭和五十年五月二十六日発議者からの申出により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（桑名義治君外一名発議）（第七十四回国会昭和四十九年十二月十一日発議、同日商工委員会付託、継続審査）は、撤回された。

その他同例がある。

(2) 委員会の議題となった後に撤回された例

第二十二回国会 昭和三十年七月六日発議された女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案（高田なほ子君外六名発議）は、同日文教委員会に付託され、審査中のところ、同月二十一日発議者から撤回の申出があり、同日同委員会は、これを許可した。

以後同例がある。

なお、議院の会議において趣旨説明を聴取した議案が委員会の議題となった後に撤回されたことが

ある。その例は次のとおりである。

第五十五回国会 昭和四十二年五月二十日発議された炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案（藤田藤太郎君外一名発議）は、同年六月二十三日議院の会議において趣旨説明を聴取した後同日社会労働委員会に付託され、審査中のところ、同年七月二十日発議者から撤回の申出があり、翌二十一日同委員会は、これを許可した。

(二) 決議案が撤回された例

第二回国会 昭和二十三年六月五日委員会審査省略要求書を付して発議された地方出先機関の整理に関する決議案（中井光次君外一名発議）は、同月十八日発議者からの申出により撤回された。以後同例がある。

参照 一五三号

一九〇 提出者からの申出により修正案が撤回された例

提出者が修正案を撤回するには、修正の動議が会議の議題となる前はその申出によりこれを行うことができるが、会議の議題となった後は議院の許可を要する。提出者からの申出により会議の議題とな

る前に修正案が撤回された例は、次のとおりである。

第百九十八回国会 令和元年五月七日提出された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（大野元裕君提出）は、翌八日提出者からの申出により撤回された。

参照 三二七号

一九一 内閣からの申出により議案が撤回された例

内閣が議案を撤回するには、議院の会議又は委員会の議題となる前の議案についてはその申出によりこれを行うことができるが、議院の会議又は委員会の議題となった議案については議院の承諾を要する。本院に提出された議案が内閣からの申出により撤回された例は、次のとおりである。

(一) 委員会の議題となる前に撤回された例

第二十四回国会 昭和三十一年三月十二日提出された社会福祉事業法の一部を改正する法律案は、同日社会労働委員会に付託されたが、同月三十日内閣からの申出により撤回された。

第四十三回国会 昭和三十八年一月二十四日提出された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する

る法律の一部を改正する法律案は、同日商工委員会に付託されたが、同月三十一日内閣からの申出により撤回された。

第五十一回国会 昭和四十一年五月十二日提出された審議会等の整理に関する法律案は、同日内閣委員会に付託されたが、同月二十八日内閣からの申出により撤回された。

第五十五回国会 昭和四十二年五月二十日提出された許可、認可等の整理に関する法律案は、同日内閣委員会に付託されたが、同月二十三日内閣からの申出により撤回された。

第七十四回国会 平成二十二年三月二十九日提出された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案は、同年四月六日内閣からの申出により撤回された。

(二) 委員会の議題となった後に撤回された例

第一回国会 昭和二十二年七月三十日提出された連合国占領軍、その将兵又は連合国占領軍に付属し、若しくは随伴する者の財産の收受及び所持の禁止に関する法律案及び昭和二十一年勅令第三百一十一号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件）に基づく連合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令）の一部を改正する法律案は、同日司法委員会に付託され、審査中のところ、同年八月二十三日内閣から撤回の申出があり、

同月二十五日議院の会議においてこれを承諾した。

第二十四回国会 昭和三十一年二月十日内閣から撤回の申出があつた地方公務員法の一部を改正する法律案（第二十二回国会昭和三十年七月四日提出、同日地方行政委員会付託、継続審査）は、同月十五日議院の会議において撤回を承諾した。

参照 二二三号

一九二二 内閣からの申出により議案が修正された例

内閣が議案を修正するには、議院の会議又は委員会の議題となる前の議案についてはその申出によりこれを行うことができるが、議院の会議又は委員会の議題となった議案については議院の承諾を要する。本院に提出された議案が内閣からの申出により修正された例は、次のとおりである。

(一) 委員会の議題となる前に修正された例

第四十六回国会 昭和三十九年三月十九日提出された道路交通法の一部を改正する法律案は、同日地方行政委員会に付託されたが、同月三十一日内閣からの申出により修正された。

(二) 委員会の議題となった後に修正された例

第二十八回国会 昭和三十三年二月四日提出された郵便為替法の一部を改正する法律案及び同年三月一日提出された電波法の一部を改正する法律案は、それぞれ同日通信委員会に付託され審査中のところ、同年三月七日内閣から修正の申出があり、同月十二日議院の会議においてこれを承諾した。

参照 二二三号

一九三 議員発議の法律案が撤回された場合及び内閣提出の議案が撤回又は修正された場合の通知に関する例

議員発議の法律案を予備審査のため衆議院に送付した後、発議者がこれを撤回した場合又は委員会若しくは議院の会議において撤回を許可した場合は、即日その旨を衆議院に通知する。

議院の会議において内閣提出の議案の撤回又は修正を承諾した場合は、即日その旨を内閣及び衆議院に通知する。

衆議院から予備審査のため送付された法律案が衆議院において撤回された場合は、同院から本院にその旨の通知がある。

本院に予備審査のため送付された内閣提出の議案が衆議院において委員会又は議院の会議の議題となる前に内閣が撤回又は修正する場合は、内閣からその旨の通知がある。また、衆議院が内閣の撤回又は修正を承諾した場合は、衆議院から本院にその旨の通知がある。

参照 一九七号、三七四号

一九四 議員発議の法律案が議決を要しないものとなった旨を衆議院に通知した例

第七十一回国会 平成二十一年六月二十三日発議された子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案（千葉景子君外八名発議）について、同年七月十三日議院の会議において、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）可決の結果、議決を要しないものとなった旨を衆議院に通知した。

第八十九回国会 平成二十七年七月二十三日発議された公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎君外五名発議）について、翌二十四日議院の会議において、公職選挙法の一部を改正する法律案（溝手顕正君外九名発議）可決の結果、議決を要しないものとなった旨を衆議院に通知した。

参照 三三六号

一九五 予備審査中の議案について衆議院から議決を要しないものとなつた旨の通知があつたときは、当該議案は消滅したものと取り扱う

予備審査中の議案について衆議院から議決を要しないものとなつた旨の通知書を受領したときは、当該議案は消滅したものと取り扱う。

(憲 第七二条)

一九六 内閣が更迭した場合に、前内閣が提出した議案について、
新内閣からその審議の継続に関し申出があつた例

内閣が更迭した場合に、前内閣が提出した議案について、新内閣からその審議を進められたい旨の申出があつた例は、次のとおりである。

第二回国会

昭和二十三年三月三十日 (芦田内閣)

- 第十五回国会（特別）
昭和二十七年十一月四日（第四次吉田内閣）
- 第十六回国会（特別）
昭和二十八年五月二十二日（第五次吉田内閣）
- 第二十六回国会
昭和三十三年二月二日（石橋内閣）
- 同
昭和三十二年二月二十五日（第一次岸内閣）
- 第三十五回国会（臨時）
昭和三十五年七月二十日（第一次池田内閣）
- 第四十七回国会（臨時）
昭和三十九年十一月十三日（第一次佐藤内閣）
- 第六十九回国会（臨時）
昭和四十七年七月十日（第一次田中内閣）
- 第八十六回国会（臨時）
昭和五十三年十二月八日（第一次大平内閣）
- 第一百回国会（臨時）
昭和六十二年十一月十日（竹下内閣）
- 第一百四回国会
平成元年六月六日（宇野内閣）
- 第二百二十九回国会
平成六年四月二十八日（羽田内閣）
- 第二百二十九回国会閉会後
平成六年七月十五日（村山内閣）
- 第四百四十七回国会
平成十二年四月五日（第一次森内閣）
- 第五百五十一回国会
平成十三年四月二十六日（第一次小泉内閣）
- 第七百七十四回国会
平成二十二年六月八日（菅内閣）

第七十八回国会（臨時） 平成二十三年九月十三日（野田内閣）
 なお、衆議院に対してのみ申出があった例は次のとおりである。

- 第七十四回国会（臨時） 昭和四十九年十二月十日（三木内閣）
- 第九十二回国会（特別） 昭和五十五年七月十八日（鈴木内閣）
- 第九十七回国会（臨時） 昭和五十七年十一月三十日（第一次中曾根内閣）
- 第一百回国会（特別） 昭和五十八年十二月二十七日（第二次中曾根内閣）
- 第一百六回国会（特別） 昭和六十一年七月二十三日（第三次中曾根内閣）
- 第一百五回国会（臨時） 平成元年八月十日（第一次海部内閣）
- 第一百二十二回国会（臨時） 平成三年十一月六日（宮澤内閣）
- 第一百四十三回国会（臨時） 平成十年七月三十一日（小渕内閣）
- 第一百六十五回国会（臨時） 平成十八年九月二十六日（第一次安倍内閣）
- 第一百六十八回国会（臨時） 平成十九年九月二十六日（福田内閣）
- 第一百七十回国会（臨時） 平成二十年九月二十五日（麻生内閣）
- 第二百二回国会（臨時） 令和二年九月十六日（菅内閣）
- 第二百五回国会（臨時） 令和三年十月四日（第一次岸田内閣）

第五節 議案の送付、回付、返付及び通知

一九七 議案の送付、回付、通知等は、議決の当日に行う

議案の送付、回付又は議決通知等は、議決の当日にこれを行う。

議案の返付は、衆議院送付案の否決等の議決を行った当日又は衆議院から国会法第八三条の三による通知があつた当日にこれを行う。

一九八 議案の送付、回付及び返付の取扱いに関する例

本院提出法律案を衆議院に送付する場合は、提出文、理由及びその法律施行に要する経費を明らかにした文書を除いた議案の印本を本書とし、これに送付文を添付する。なお、修正議決した場合には、本書に修正部分を記入したものをを用いるのを例とするが、刷り直したものをを用いることがある。また、本院議員提出法律案を予備審査のため衆議院に送付する場合は、その議案の印本に送付文を添付する。衆議院提出法律案を回付する場合は、本書のほか、その議案の印本に修正部分を記入したものと回付

文を添付する。

内閣提出議案を可決して衆議院に送付する場合は、本書に送付文を添付し、修正議決して送付する場合は、本書のほか、その議案の印本に修正部分を記入したものと送付文を添付し、また、衆議院において可決した内閣提出議案を回付する場合は、衆議院から送付された本書のほか、その議案の印本に本院における修正部分を記入したものと回付文を添付する。衆議院において修正議決した内閣提出議案を回付する場合は、本書のほか、その議案の印本に衆議院における修正部分及び本院における修正部分を記入したものと回付文を添付する。

衆議院において可決した議案を返付する場合は、本書に返付文を添付する。衆議院において修正議決した議案を返付する場合は、本書のほか、その議案の印本に衆議院において修正部分を記入したものと返付文を添付する。

参照 一五八号、一七〇号―一七二号、二〇三号

一九九 継続審査に付した議員発議の法律案は、次の国会におい

て衆議院に対し改めて予備審査のための送付を行わない

継続審査に付した議員発議の法律案は、次の国会において衆議院に対し改めて予備審査のための送付を行わない。

参照 一三八号、一七三号

第六節 法律等の奏上、送付及び通知

二〇〇 法律の奏上は、議決の当日に行う

衆議院から提出、送付又は回付された法律案及び衆議院から送付された法律案の両院協議会成案を本院において可決し又はこれに同意したときは、その当日内閣を経由して公布を奏上し、同時にその旨を衆議院に通知する。

参照 三二一九号

第十二章 議案

第五節 議案の送付、回付、返付及び通知
第六節 法律等の奏上、送付及び通知 (一九九)

二〇一 法律案以外の国会の議決を要する議案の内閣への送付は、 議決の当日に行う

法律案以外の国会の議決を要する議案（憲法第八条の規定による議決案、予算、条約、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、決算調整資金からの歳入組入れに関する調書、国会の議決を求めるの件、国会の承認を求めるの件）で衆議院から送付又は回付されたもの及び衆議院から送付された両院協議会成案を本院において可決し又はこれに同意したときは、その当日これを内閣に送付するとともにその旨を衆議院に通知する。

二〇二 決算につき議決したときは、その当日議決の内容を内閣 に通知する

決算につき議決したときは、その当日議決の内容を内閣に通知する。

国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状況総計算書、国庫債務負担行為総調書及び日本放送協会の財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

並びにこれらに関する説明書につき議決したときも、同様とする。

二〇三 法律等の奏上及び送付の取扱いに関する例

法律を奏上する場合は、提出文及び理由を除いた議案の印本に奏上文を添付する。

法律案以外の国会の議決を要する議案を議決し、これを内閣に送付する場合は、提出文及び理由を除いた議案の印本に送付文を添付する。

なお、修正議決した場合には、いずれもその印本に修正部分を記入する。

二〇四 決議を内閣に送付する場合は、内閣総理大臣に送付し、

関係大臣には送付しない

議院の決議を内閣に送付する場合は、議決の当日、その決議文を議長から内閣総理大臣に送付し、関係大臣には送付しないのを例とする。

参照 三七二号、三七三号

二〇五 決議の外国政府等に対する伝達方を政府に依頼した例

第五回国会 昭和二十四年五月十四日事務総長小林次郎君は、同年四月二十六日の会議において議決した海外残留同胞引揚促進に関する決議の関係方面に対する伝達方を、外務次官に依頼した。

第十五回国会 昭和二十八年二月四日議長佐藤尚武君は、同日の会議において議決したスエーデン国、スイス国、スペイン国及びポルトガル国に対する感謝決議の関係各国に対する伝達方を、岡崎外務大臣に依頼した。

第十六回国会 昭和二十八年七月四日議長河井彌八君は、同日の会議において議決したフランス共和国及びフィリピン共和国の戦犯特赦に対する感謝決議の両国に対する伝達方を、岡崎外務大臣に依頼した。

第十九回国会 昭和二十九年四月五日議長河井彌八君は、同日の会議において議決した原子力国際管理並びに原子兵器禁止に関する決議の国際連合に対する伝達方を、岡崎外務大臣に依頼した。

第二十三回国会 昭和三十年十二月七日議長河井彌八君は、同日の会議において議決した国際連合への加盟に関する決議の国際連合及び関係各国に対する伝達方を、重光外務大臣に依頼した。

第二十四回国会 昭和三十一年二月十日議長河井彌八君は、同日の会議において議決した原水爆の実

験禁止に関する決議の国際連合及び関係各国に対する伝達方を、重光外務大臣に依頼した。

第二十六回国会 昭和三十二年三月十五日議長松野鶴平君は、同日の会議において議決した原水爆の禁止に関する決議の国際連合及び関係各国に対する伝達方を、岸外務大臣に依頼した。

第七十七回国会 昭和五十一年二月二十三日議長河野謙三君は、同日の会議において議決したロッキード問題に関する決議の米国上院及び米国政府に対する伝達方を、三木内閣総理大臣に依頼した。

第八十七回国会 昭和五十四年二月十四日議長安井謙君は、同日の会議において議決した航空機輸入問題に関する決議の米国政府に対する伝達方を、大平内閣総理大臣に依頼した。

第一百三十二回国会 平成七年二月九日議長原文兵衛君は、同日の会議において議決した兵庫県南部地震災害に対する国際的支援等に感謝する決議の支援国等に対する伝達方を、村山内閣総理大臣に依頼した。

第四百十回国会 平成九年四月二十五日議長斎藤十朗君は、同日の会議において議決した在ペルー日本国大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議の関係各国等に対する伝達方を、藤本内閣総理大臣臨時代理に依頼した。

第四百七十七回国会 平成二十三年四月十五日議長西岡武夫君は、同日の会議において議決した東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議の支援国等に対する伝達方を、菅内閣総理大臣に依頼し

た。

参照
五六〇号